

奈良市公民館使用料等検討委員会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良市公民館使用料等検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開する。ただし、出席委員の過半数の同意があるときは、公開しないものとする。

2 会議の運営に際しては、公正な協議の推進に努めるものとする。

3 会議の運営に当たっては、事前に資料を配布する等委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても意見を求める等協議の活性化を図るための工夫に努めるものとする。

（会長等の責務）

第3条 会長は、副会長と協力しながら迅速かつ効率的に会議を運営するように努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な会議運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣言する。

2 委員は、会長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の公開等）

第5条 会議は、第2条第1項ただし書の規定により公開しない場合を除き、傍聴することができる。

（傍聴人）

第6条 会議の傍聴人は、報道を業とする者及びその他の傍聴人（以下「傍聴人」という。）とする。

2 傍聴人の定員は、会議の審議を妨げない人数とし、かつ、会場の規模に応じてその都度会長が定める。

3 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（会議録の調製等）

第7条 会議を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1)開催の日時と場所

(2)出席者及び欠席者の氏名

(3)会議事項及び議事の要旨

(4)その他会長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、会長の確認を受け、これを保管しておくものとする。

(規律)

第8条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成19年2月 日から施行する。

様式1

【報道関係者用】

第 回 奈良市公民館使用料等検討委員会 傍聴受付簿

番号	社 名	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		

【一般用】

第 回 奈良市公民館使用料等検討委員会 傍聴受付簿

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		

傍聴の際における遵守事項

- ア 会議中は、静粛に傍聴すること。
- イ 会議中は、発言しないこと。
- ウ のぼり、旗、プラカード、はち巻、たすき、ゼッケンその他示威のため利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- エ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- オ 談話をし、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- カ 飲食又は喫煙をしないこと。
- キ 事前に会長等の許可を得た場合を除き、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- ク アからキまでに掲げるもののほか、議事運営に支障となる行為をしないこと。

(注) 傍聴人が上記の遵守事項に従わない場合は、退室していただきます。